

済みですか？

・ 所得税等の申告は3月15日(木)までです

町県民税・所得税等の申告はお済みですか！

申告期限は3月15日(木)

前年中の所得がないなどの理由で、所得税の申告が必要ない方でも、町県民税の申告は必要となる場合があります。

また、湯河原町以外に住んでいる親族の方に扶養されている方もその旨を申告してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合には町県民税の申告の必要はありません。

- ・あなたが確定申告を行った場合
- ・一箇所から給与を受けていて年末調整が済んでいる場合
- ・公的年金だけを受給している人で一定の金額以下の場合
- ・町内在住の親族が確定申告や給与の年末調整であなただけを扶養している旨の申告をした場合

【申告受付期間及び時間】3月15日(木)まで(土日祝日を除く)
9:00～16:00

申告相談は、午前11時30分まで、午後3時30分までに受付をしてください。

【会 場】役場第2庁舎3階会議室

【問合せ】税務課(内線261～263)

かながわの水源地環境保全・再生のための個人県民税超過課税

～納税者一人当たりの平均負担額は約950円(年額)です～

平成19年度から水源地環境保全・再生のための個人県民税の超過課税が始まります。これは水をはぐくむ水源地環境は森林の荒廃や上流域における生活排水対策の遅れなどにより安全で安心な水利用は損なわれ、深刻な事態となることが心配されるため、「かながわ水源地環境保全・再生対策大綱」かながわ水源地環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、その財源として超過課税を5年間お願いすることとなったもので、この超過課税による税金は水源地環境保全事業のみに活用します。

区 分	19年度からの制度内容		
	標準税率	新たな負担	合 計
均 等 割	1,000円	300円	1,300円
所 得 割	一律4%	0.025%	4.025%

【問合せ】小田原県税事務所 ☎32-8000

所得税・贈与税の申告と納税(預貯金口座振替依頼書の提出)はお済みですか？

期限間近になると税務署の窓口は大変混雑しますので、申告・相談はお早めをお願いします。また、期限を過ぎてから申告書を提出すると加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

なお、次のものについては町役場では受け付けできませんので、小田原税務署で申告してください。

- ①新規の事業(営業・不動産)の方、または前年の収支内訳書のない方
- ②住宅取得控除を初めて受ける方
- ③源泉徴収票がなくて、還付等所得税の差し引きをする申告
- ④譲渡所得、損失所得、過年度の申告及び修正申告

所得税の申告と納税は 3月15日(木)まで

贈与税の申告と納税は 3月15日(木)まで

申告所得税、個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。指定の金融機関や郵便局の口座からの振替によって納税の手続きをしますので、手間がかからず大変便利です。ご利用される場合は、税務署、金融機関又は郵便局に申告期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。(個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税(預貯金口座振替依頼書の提出)は4月2日(月)までです。)

<振替納付日>

- ・所得税 4月20日(金)
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税 4月26日(木)

なお、口座振替を利用されない方は、忘れずに納期限までに納付してください。期限を過ぎて納付されますと延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。また、納付書をお持ちでない方は、税務署又は金融機関窓口にお問い合わせください。